

受講料等の価格設定に関する疎明書

大阪労働局長 殿

1. 当社は、支給申請の対象となる訓練の受講料等について、教育訓練機関等から提示された金額を基に、通常取引慣行及び社内手続に従って確認を行い、適正に決定しました。
2. 当社は、支給申請の対象となる訓練の受講料等について、その決定時及び支給申請時のいずれの時点においても、当該訓練と同一の訓練内容を提供する他の講座等と比較して、助成金の有無により不合理な価格差が生じているなど、合理性を欠く価格差が存在しているとの認識はありませんでした。
3. 当社は、本疎明書提出時点においても、他の講座等と比較して、合理性を欠く価格差が存在しているとの認識はありません。

上記内容に相違ありません。

令和 年 月 日

事業主名：

所在地：

代表者氏名：

計画番号：27- () -

電子申請番号:43